自動車登録制度の概要

国土交通省

登録制度の意義・目的

○行政登録

登録の際に、車両の安全のほか、自賠責付保、納税等の確保、犯罪防止等を図る等各種行政を遂行する基盤を提供。

○民事登録

自動車の取引の安全を確保するため、**所有権の公証**を行う。

登録の種類・業務量等

○登録の種類

新規登録、変更登録、移転登録、抹消登録

○年間業務量（各種登録手続の総数）H28年度

	年間業務量	保有車両数
全国	約2,300万件	約4,700万台
近畿	約　300万件	約　620万台

自動車登録の実施体制

全国	53運輸支局等	38自動車検査登録事務所
近畿	6運輸支局等	3自動車検査登録事務所

自動車登録情報は他の各種行政・制度を支えるものであり、相互に連携

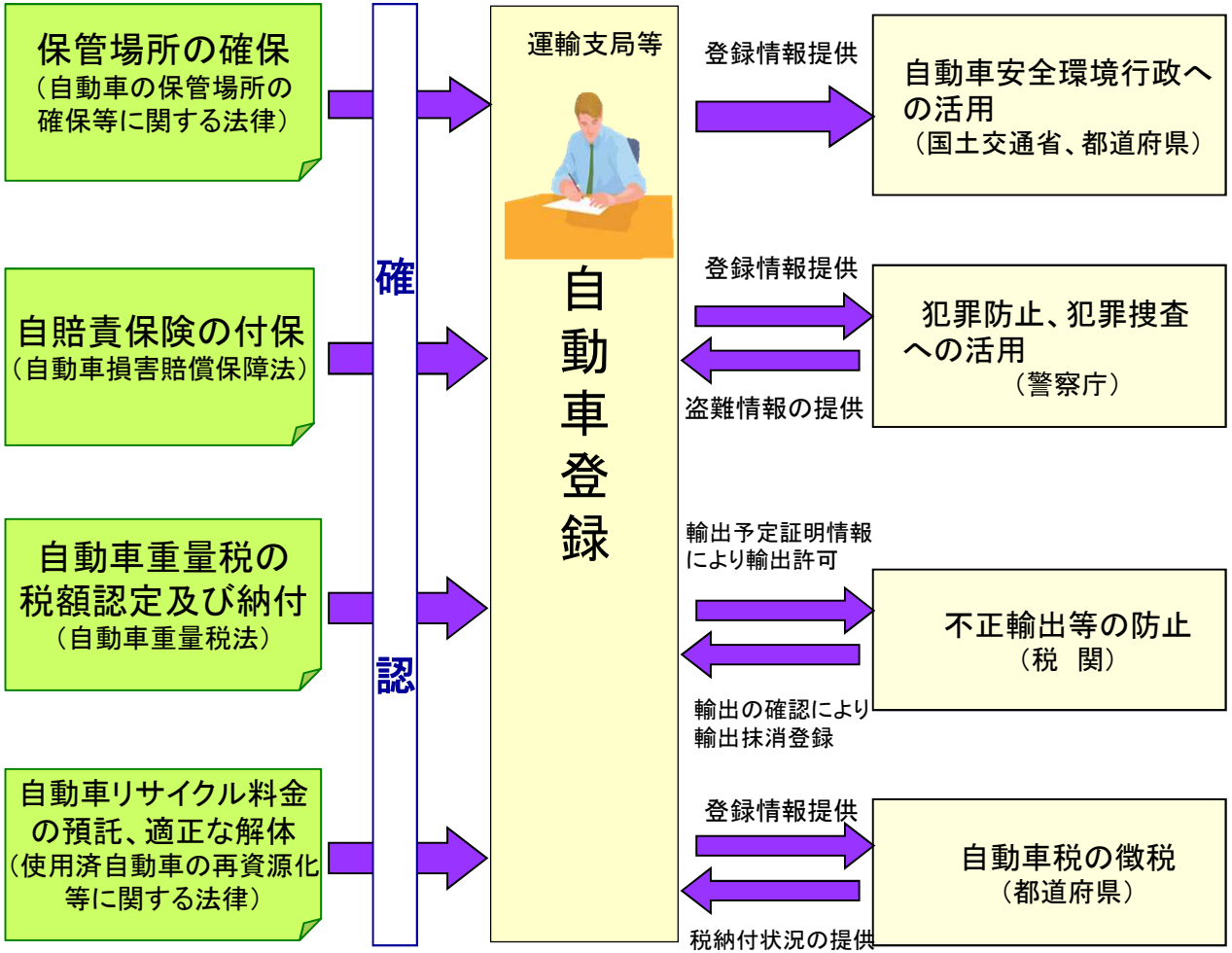

自動車登録番号の分類番号へのローマ字の導入について

国土交通省

自動車登録番号の分類番号にアルファベットを導入するための「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令」が、平成28年12月28日に公布、平成29年1月1日より施行。

【今後の交付予定等】

○希望番号の普及に伴いナンバープレートの番号が枯渇しつつあることから、自動車の種別及び用途による分類を表示する分類番号にローマ字を追加するものでもあり、関係機関と調整を経た上で、4月よりナンバーの払底した地域からアルファベットを使用。

○使われるアルファベットは、数字の「0＝ゼロ」と間違いやすいアルファベットの「O＝オー」などを除き、当面10文字程度で運用。

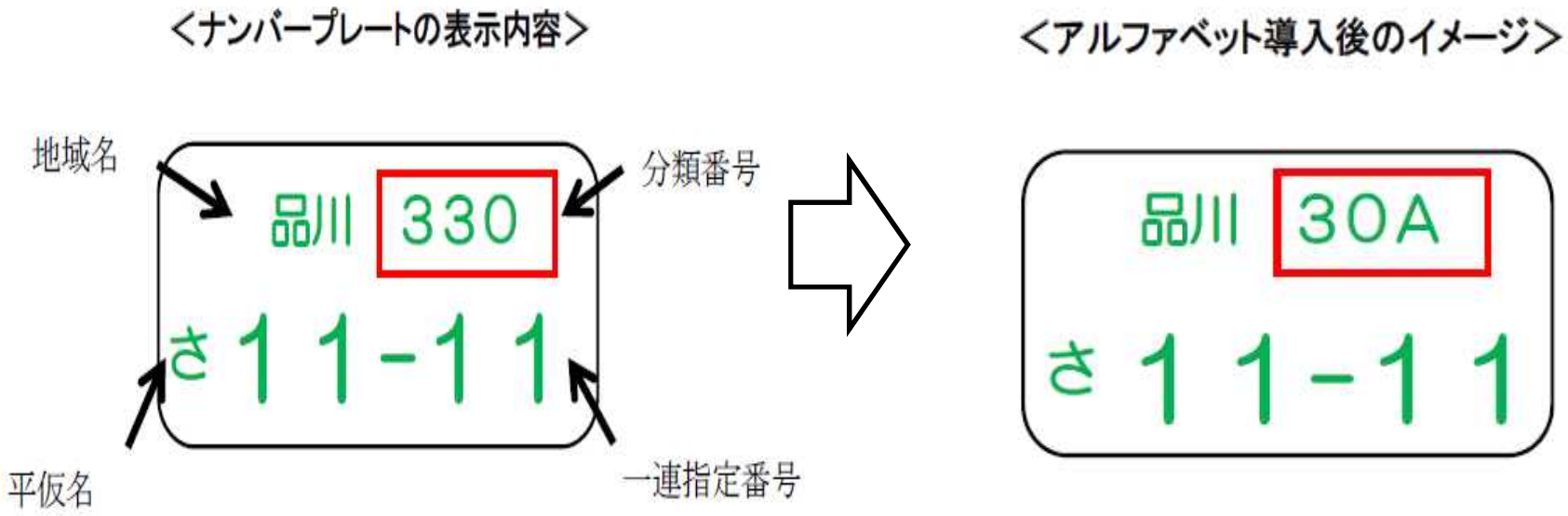

図柄入りナンバープレートの種類

国土交通省

対象車種		登録自動車（自家用）	登録自動車（事業用）	軽自動車（自家用）
通常のナンバープレート				
ラグビーワールドカップ特別仕様	寄付金付き			
	寄付金なし			

図柄入りナンバープレートの種類

国土交通省

対象車種	登録自動車（自家用）	登録自動車（事業用）	軽自動車（自家用）
通常のナンバープレート			
図柄入りナンバープレート（寄付金あり）			
エンブレム付ナンバープレート			

※オリンピックとパラリンピックのエンブレムを2枚1組で交付。

TOKYO 2020 OFFICIAL LICENSED PRODUCT © Tokyo 2020

図柄入りナンバープレートの種類

国土交通省

対象車種		登録自動車（自家用）	登録自動車（事業用）	軽自動車（自家用）
通常のナンバープレート				
図柄入りナンバープレート	寄付金付き			
	寄付金なし			

地方版図柄入りナンバープレート（平成30年10月より交付開始）

国土交通省

つけて走って広げよう、地域の魅力！～地方版図柄入りナンバープレートのデザイン決定～

国土交通省においては、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、平成２９年からラグビーW杯、東京２０２０オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバープレートの交付を開始。平成３０年１０月より、地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始した。

１．全国４１地域で導入

近畿の導入地域は、滋賀県、京都府、奈良県の全域

２．地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートについては寄付金（1,000円以上）をお願いし、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みを支援

３．軽自動車のナンバープレート

登録車と軽自動車との区分を明確化すべく、軽自動車の図柄入りナンバープレートには、「黄色」の縁取りを施す。

４．今後の取組み（新たな地域名表示の追加）

地方版図柄入りナンバープレートの交付開始に伴い、新たな地域名表示を導入してほしいとの要望が高まっていることを踏まえ、今後、全国１７地域　近畿では、奈良県で「飛鳥」ナンバーを追加（令和２年度交付開始を予定）

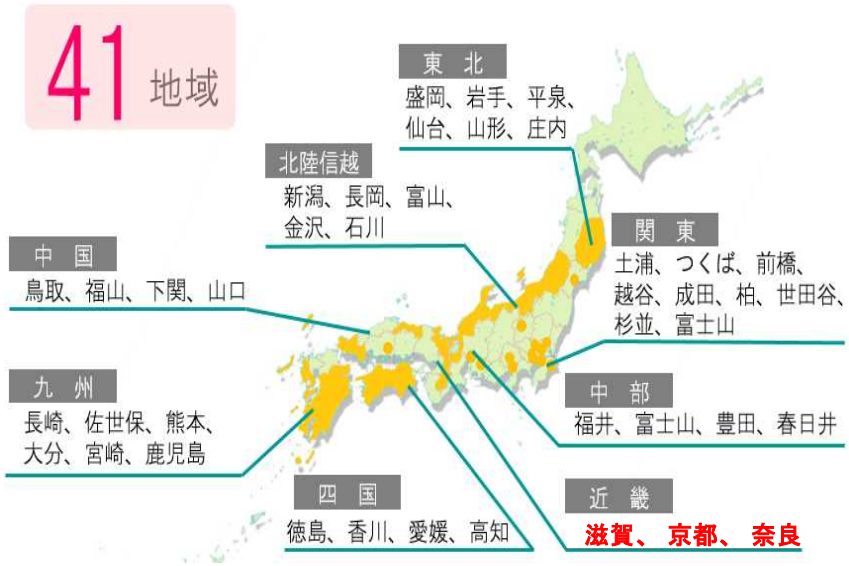

<琵琶湖>

<花紋様　天橋立・五重塔>

<桜、紅葉>

地方版図柄入りナンバープレートのデザイン〔近畿〕

国土交通省

近　畿

滋賀（滋賀県全域）

＜琵琶湖＞

寄付金付き

寄付金なし

京都（京都府全域）

＜花紋様　天橋立・五重塔＞

寄付金付き

寄付金なし

奈良（奈良県全域）

＜桜、紅葉＞

寄付金付き

寄付金なし

国土交通省

地方版図柄ﾅﾝﾊﾞｰ域名表示【ご当地ﾅﾝﾊﾞｰ】の追加（令和2年度交付開始予定）

17 地域

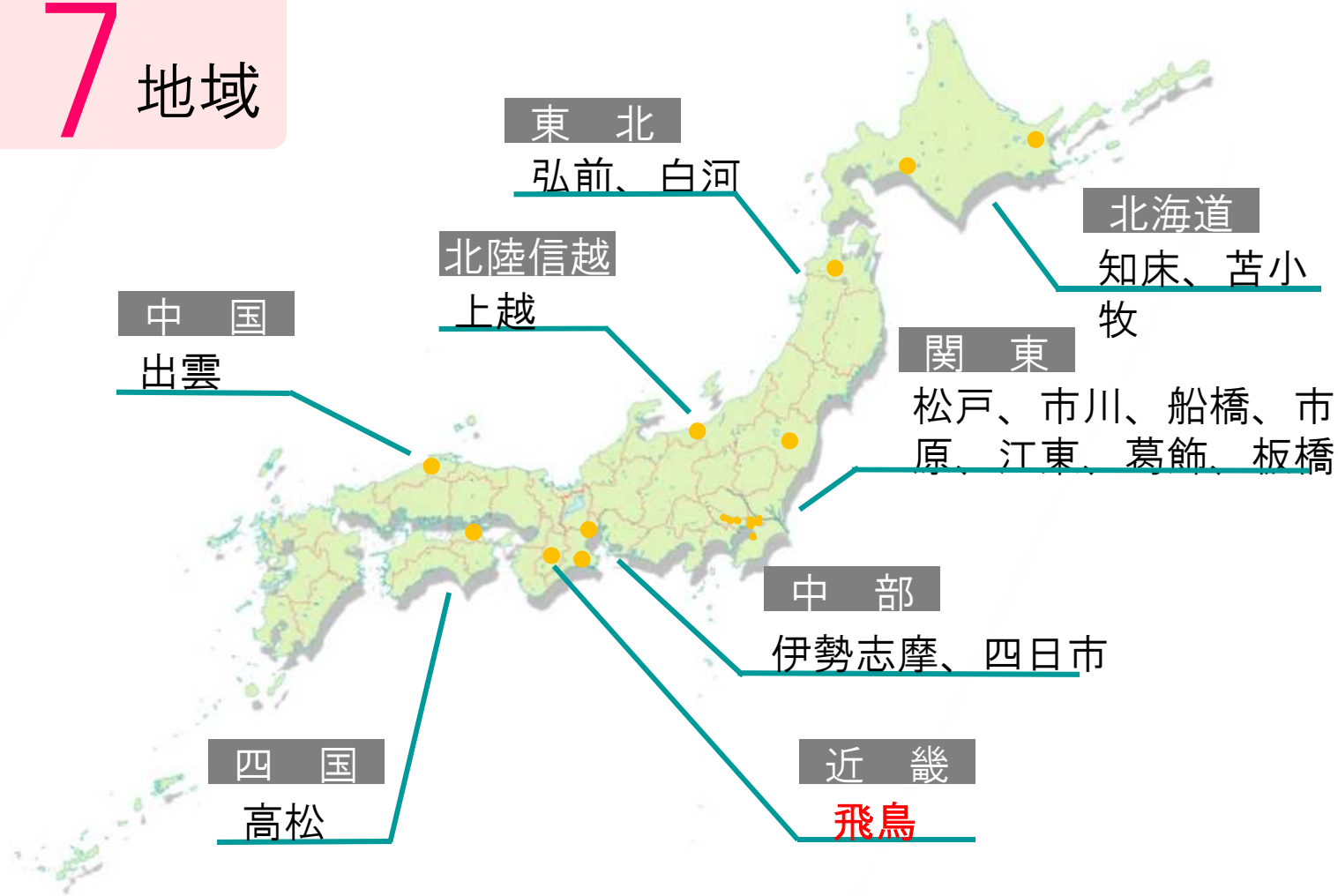

OSS 自動車保有関係手続に係るワンストップサービス（OSS）（概要）

国土交通省

○自動車（登録車）の運行に必要な各種行政手続（検査登録、保管場所証明（警察）、自動車諸税の納税（県税））を、OSSによりオンライン・一括で行うことが可能。

窓口手続

○申請・納付手続のため、各機関を訪れる必要

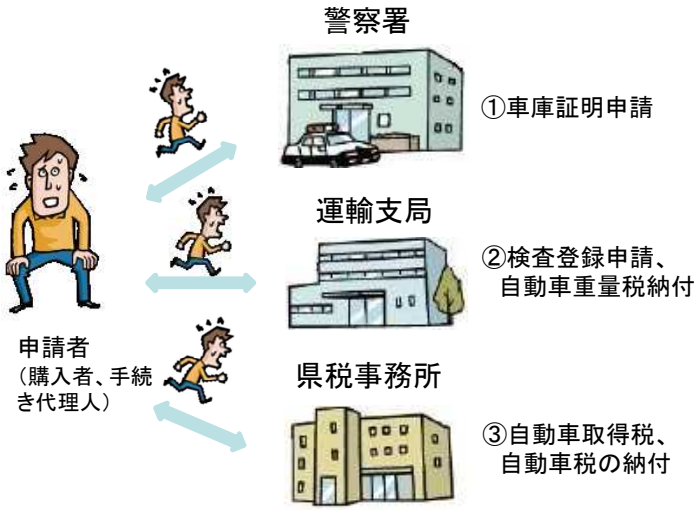

ワンストップサービスを利用した手続き

ポイント①
全ての申請・納付手続がオンラインで一括して行うことが可能

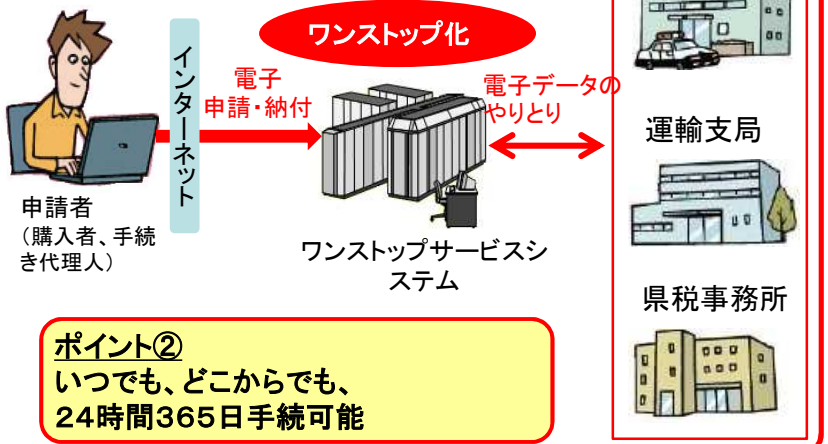

ポイント②
いつでも、どこからでも、24時間365日手続可能

※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカーおよび車検証等の受取が必要

対象手続

平成17年12月26日開始　：　新車新規登録

平成29年　4月　3日開始　：　中古新規登録、移転登録、変更登録、一時抹消登録、永久抹消登録、移転一時抹消登録、移転永久抹消登録、変更一時抹消登録、記載事項変更、継続検査

平成31年　4月　1日開始　：　解体等届出・輸出関係手続等

OSS 自動車検査証の電子化について

国土交通省

目　的

・OSS申請を行ってもなお残る**出頭の必要性の解消**

→　申請者にとっては、物理的移動の不要化による**申請者負担の大幅な軽減**

→　支局・事務所の現場にとっては、来訪者削減、書面発行管理不要化による**業務の大幅な軽減**

ディーラー・整備事業者等

新車購入

点検・整備

車検証情報の書換

本業に専念

働き方改革に貢献

新規登録・継続検査の電子申請・決済

支局等への来訪が不要に

更新情報送信

書面車検証の廃止

運輸支局・事務所

自動審

車検証情報の更新

入手を介した作業を削減